

# 農業士別

(題字は牧野士別市長)

令和3年1月1日

### 年頭にあたつて



士別市農業委員会  
会長 飛世 薫

新年、あけましておめでとございます。

皆様には、ご健勝にて輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと6月の日照不足により初期生育は停滞しておりましたが、7月から好天に恵まれ全般に順調に推移致しました。収穫時期においても台風等の影響もなく、水稲は作況指数107、畑作物も全般に平年並みの作柄となり、皆様方の一年間の努力が報われた結果となり安堵しています。

国内情勢は、TPP、EPA、TAGに加えRCEP(東アジア地域包括的経済連携)が合意したこと

で市場開放が加速することとなりました。

更に、世界で猛威を振るう「コロナ」の影響により、外食産業の落ち込み、全国的に農畜産物が供給過多となるなど大きな影響が出ました。今後とも収束が見えない状況ではありますが、安定した営農活動のためにも万全な対応が求められています。

このような状況の中、士別市農業委員会は農地利用最適化に向け、農地の集積・集約化を促進するとともに耕作放棄地の未然防止、新規参入法人の促進など地域の代表として、引き続き使命を果たすため全力で努めてまいります。

結びに、日本中でコロナの感染拡大が収まらない中、私たちの生活や社会経済活動などあらゆるものに甚大な影響を与え続けていますが、健康には十分にお気をつけ頂き、本年も豊穡の秋を迎えられますとともに、皆様のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げます。新年のご挨拶と致します。

### 謹賀新年

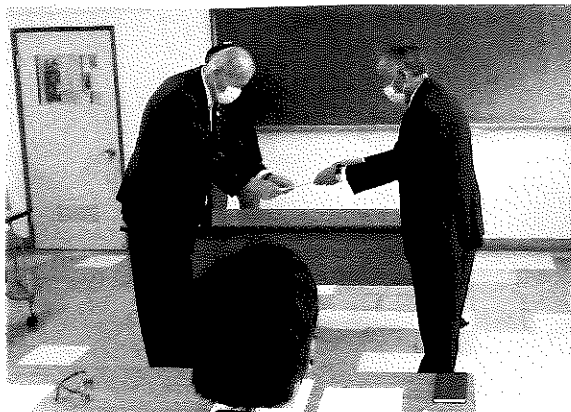
会長 飛世 薫  
会長代理 保科 隆  
委員 山田 敬

飛世 薫 保科 隆 山田 敬 湯浅 康 新田 悦 濁川 眞由 柳山 義隆 寺崎 徳仁 遠藤 英一 工藤 修一 松浦 秀行 鈴木 庄一 鈴野 悦一 小野寺 松 植松 松 沼館 初 佐久間 弘美 森野 良次 大崎 陽 菊地 義昌 上野 浩二 栗本 幸博 村上 幸博 岡崎 浩幸 藪中 晃一 他職員一同

事務局長



# 「地域農業の推進に関する意見書」提出



牧野市長に意見書を提出

農業委員による農地等利用最適化推進特別委員会において意見・要望を取りまとめ意見書を作成しました。

提出した意見書の内容は、次のとおりです。

## 【土別市に対する意見】

令和2年11月27日に、土別市農業委員会は、「地域農業の推進に関する意見書」を土別市長へ提出しました。

「意見書の提出」とは、農業委員会が所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、行政機関等に対し、農地等の利用の最適化の推進（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等）に関する施策の改善について意見を提出するものです。

- ① 異常気象などによる干ばつ、長雨等による湿害が毎年のようにおこり適期作業等に支障が生じ収量・品質の低下を招いている。異常気象にも対応しうる作業性と生産性の高い生産基盤を築くため、以下の対策等が必要である。・暗渠整備による湿害対策・地下かんがい等による干ばつ対策・土づくり対策、また、天災時における減収及び農地の復旧対策として、各関係機関と連携した新たな支援策の確立が必要である。
- ② 農業従事者の高齢化、後継者及び担い手不足等が進んでおり、それに伴い労働力不足が大きな課題となっている。このため、新規就農者が参入できる環境づくり、確保するための仕組みの確立が必要である。
- ③ 有害鳥獣駆除対策については、エゾ鹿やアライグマ・野うさぎ等による被害は深刻であり、ヒグマについては人命に危険を及ぼす恐れもあることから、対策の継続が必要である。
- ④ 毎年台風や湿害等で野菜が規格外品や廃棄処分になっている。規格外品等を活用した加工設備を整えるなどの農業経営向上に向けた対策が必要である。
- ⑤ 新型コロナウイルスによって農業関係にさまざまな補助金が見られたが、今後も国から補助金、交付金等が見られる場合、迅速にそれらを有効活用できるようにと連携した農業者への指導体制の確立が必要である。
- ⑥ 食料自給率向上対策の継続
- ⑦ 経営所得安定対策の強化
- ⑧ 農地流動化に係る農地税制の改善
- ⑨ 地域実態に即した農地集積支援策の推進
- ⑩ 農業基盤整備の強化と支援拡大
- ⑪ 家族農業経営の支援・強化
- ⑫ 新規就農者確保・育成への支援強化
- ⑬ 担い手農家の規模拡大に対する支援強化

## 【国及び道に対する意見】



農地等利用最適化推進特別委員会

# 農業委員活動報告

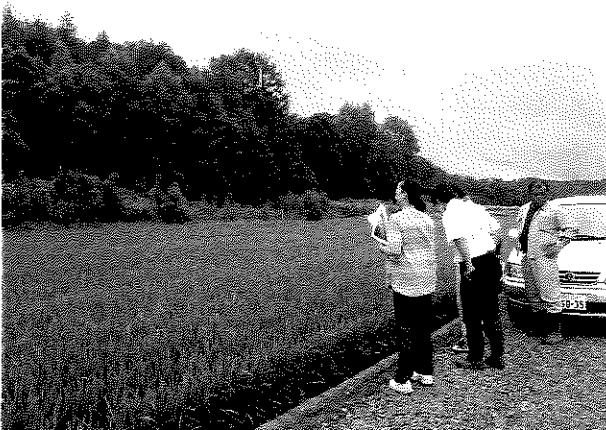
## 農地パトロール

令和2年8月6日～8月31日

農地パトロールは、農地法第30条第1項の規定に基づき農業委員会が毎年1回、その区域内にある農地の利用状況について調査を行うことが義務付けられています。

土別市農業委員会では、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の実態把握、農地の違反転用発生防止と早期発見、農地法の許可及び届出案件の履行状況の確認を目的に農地パトロールを実施しています。

本年のパトロール(利用状況調査)は各地区担当農業委員及び農業委員会事務局により市内8地区に分け計57筆を8月6日から31日の期間において実施し、遊休農地の把握に努め、農地法に基づき適正処理を行いました。



## 作況調査

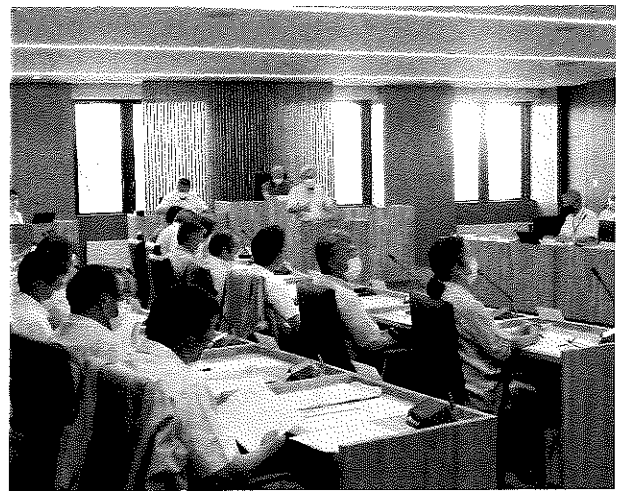
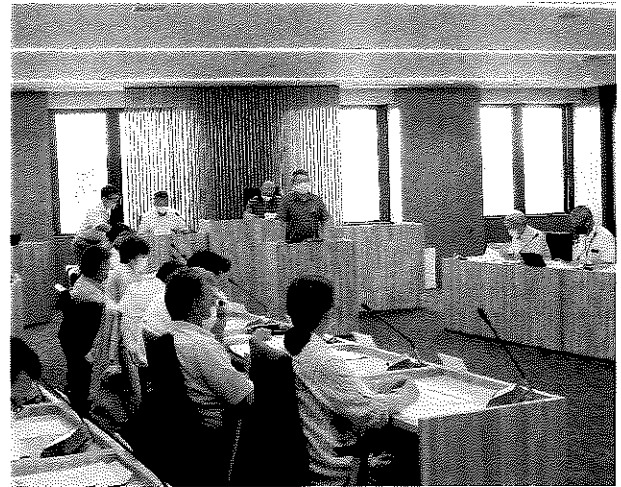
令和2年8月27日

令和2年度の農業委員会と行政機関との合同作況調査を実施しました。

現地調査は新型コロナウイルス感染対策のため事前に、水稻・大豆・てん菜・玉ねぎなど、市内全域9カ所の圃場について事務局と農業応援アドバイザーの三分一敬氏、田中英彦氏で調査し、各作物の生育状況など確認しました。

後日農業委員、市長等参加の報告会を行い、農協及び共済組合推薦の農業委員、農業応援アドバイザー、農業改良普及センターから生育状況・収量等について報告を受けました。

大豆・玉ねぎ等に関しては7月中旬から下旬の高温の影響により生育が進み平年並みかやや早い程度で推移、水稻等の農作物も同様の生育状況で推移しているとの報告を受けました。



# 農業者年金についてのおしらせ

## 「農業者年金個別相談会」を実施します

士別市農業委員会及び士別市農業者年金協議会では、農業者年金に対する理解をより深めていただくため、「農業者年金個別相談会」を次の日程で実施いたします。

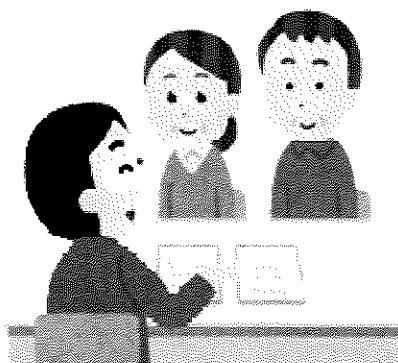
相談会は、「農業者年金の加入を検討している方」、「経営移譲・特例付加年金の受給を考えている方」など、農業者年金に関するご相談を士別市農業委員会事務局担当者が個別にお受けいたします。

### 【個別相談会日程】

▼士別市役所第2庁舎小会議室 202（2階）

2月4日（木）9時～17時

2月5日（金）9時～17時



※ 62才から64才の経営移譲・特例付加年金受給待機者、未加入者の方には、年金個別相談会のご案内を後日、郵送いたします。

## 農業者年金に加入しませんか

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

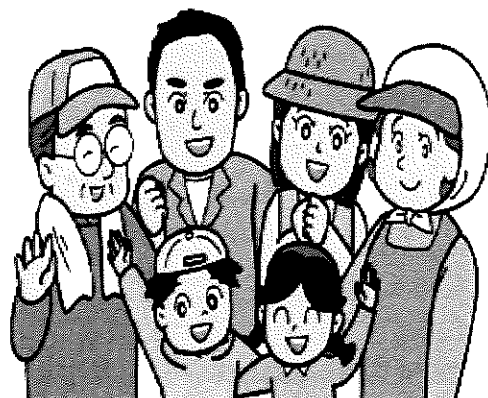
**農業者年金**へは…

国民年金  
第1号  
被保険者  
国民年金保険料  
納付免除者を除く。

年間60日以上  
農業に従事

60歳未満

の方ならどなたでも加入できます。



# 農業者年金制度について

## 農業者なら誰でも入れる「終身年金」です。

年間60日以上農業に従事し、国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く）である20歳以上60歳未満の方が加入できます。加入後は保険料をいつでも月2万～6万7千円の範囲で、千円単位で変更でき、年払いもでき、途中で脱退・再加入もできます。なお、脱退した場合払った保険料は年金を受給するまで運用し続け加入期間にかかわらず年金として受給できます。

試算表 農業者年金の受給額試算

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額（年額）		想定される総受給額 ※	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	75万円	63万円	1,614万円	1,704万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	1,071万円	1,131万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	634万円	670万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	283万円	299万円

※上記のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.2%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均寿命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の17年間の運用利回り平均は、年率2.82%です。

※予定利率は毎年度、農業水産告示により定められ、令和2年度は0.2%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

## 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告の方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助（月額2万円の保険料の内最高1万円、通算すると216万円）があります。

この国庫補助は経営継承など一定の要件を満たせば、将来特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

## 税制面で大きな優遇措置があります。

- ・支払った保険料は家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となります。
- ・将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。
- ・死亡一時金は非課税です。

## 農業者活動紹介

### 梅基 瞬さん(38)



(カブを収穫する梅基さん)

梅基瞬さんは岩見沢農業高校農業科卒業後、タキイ研究農場付属園芸専門学校で農業技術を学び、卒業後全国展開でブロッコリー等を栽培する農業法人に就職、同社で15年ほどブロッコリーの栽培、施設園芸でパプリカを主に栽培していた。平成30年に土別市の地域おこし協力隊に採用され、新規就農にいたりました。

就農する多寄町の印象は、あらゆる農産物(稲作・畑作・野菜)が生産されていて農業を中心に街が形成されていて、実際に研修を始めてみると、それぞれの農家で栽培形態は違いますが共通して感じたことは土づくりに重きを置いて安定的な農業生産をしていると感じました。

地域の行事を大切にしている人

ながりが強いと思いました。他市町村から入ってきた私にも温かく接して頂いて多寄町の皆さんが私にとって「お父さん」・「お母さん」・「お兄さん」みたいな存在です。

今年度は、自作研修でリーフレタスを中心にスイートコーン・ペピーリーフ・カブ等を栽培して直売所で販売し、リーフレタスに関してはJAにも出荷しました。

地域での農作業研修も行って、ソバ刈り・秋まき小麦播種・ピート収穫・大豆刈り等も行いました。現在は多寄のライスセンターで勤めています。

来年度就農の予定ですが研修を受け入れてくれた農家さんのように地域の方に頼りにされて多寄町の農業生産の一翼を担えるような農業者になりたいと目標を語ってくれました。

(取材 多寄 丹敬生委員)

### 吉方 健吾さん(28)



(目標を話す吉方さん)

吉方健吾さんは地元高校卒業後、農協学校で1年学びJA北ひびぎに入組し5年間働き退組、平成28年から下土別町の藤田農園で2年間、働きながら勉強し、その後上土別町の五十嵐広司さんの従業員として働き、上土別で令和2年に新規就農しました。冬は日甜で季節従業員として働いています。

就農を目指すきっかけは、JA北ひびぎ勤務2年目、祖母の家庭菜園の手伝いで栽培に興味を持ち、JA勤務でも色々勉強できる環境があり、ますます就農の夢が膨らんでいったそうです。

農業のやりがいは、自分で育てて良いものが出来た時はすごく嬉しいし、また産直もやっているのので、作物を買ってくれるお客様が直接「おいしい」と行ってくれる時はとてもやりがいを感じます。逆に苦勞を感じるところは、せっかく育てても良いものが採れなかった時は、「なぜ」「どうして」と思い悩みます。

直近の目標は、何でも自分でやりたいということ。今は借り物ばかりなので、将来機械等の投資に苦勞するのだからなと思いい、不安もあります。早く自立することが目標です。そして安定した農業

を行っていききたいです。将来は冬も土の匂いを感じられる農業を3年出来たらいいなと思います。最終的には従業員を持つ会社が経営できたらいなと思います。そして次の世代へ会社を引き継ぎたいと思います。

私の場合は、地元で就農することとにこだわりがありました。農業を始めるのにどう手順を踏めばいいかわからず苦勞したので新規就農者に対するサポート体制を拡充してくれればもっとスムーズに進み、新規就農者が来やすい環境になると思います。

「農業とは、生きること、食べることに人間は食べないと生きていけないですし、生きていくために食べる。農業＝命という風に思っています。」と語ってくれました。

色々お話を聞き、将来のビジョンをはっきりと持っていてとても頼もしく思いました。これから紆余曲折あると思いますが、目標に向かって頑張りたいと思いいます。そして一人でも多くの新規就農者、農業後継者が育って欲しいとも思っています。

(取材 上土別 五十嵐浩幸委員長)

# 「贈与税の納税猶予の継続届出書」の提出について

贈与税の納税猶予の適用を受けている方は、その申告期限から3年を経過するごとに「贈与税の納税猶予の継続届出書」の提出が必要な制度となっています。

つきましては、本年、提出が必要となる納税猶予適用者に対し、令和3年1月末頃に、税務署より『納税猶予の継続届出書の提出について』という文書が送付されますので、確実に提出くださいますようお願いいたします。

なお、期限内に提出されなかった場合は、猶予税額の全部確定事由となり、納税が猶予されていた贈与税額を納付しなければならなくなりますのでご注意ください。

## 〈提出書類〉

- (1) 贈与税の納税猶予の継続届出書
- (2) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書  
(平成6年以前に納税猶予を受けた者で全部担保を提供している者は提出不要)
- (3) 特例適用農地等に係る農業経営に関する明細書  
(平成7年以降に納税猶予を受けた者)

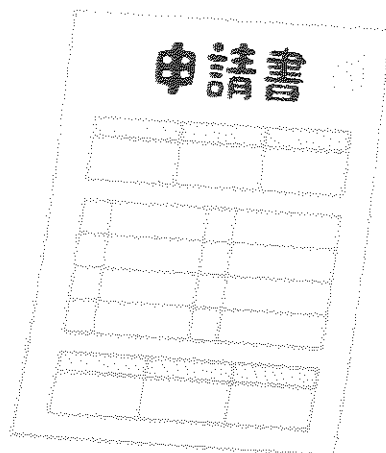
## 〈納税猶予の継続届出書の提出先〉

- (1) 確定申告を農民連盟で行う方は、各農民連盟へ提出してください。
- (2) 上記以外の方は、土別市農業委員会事務局へ提出してください。

## 〈提出期限〉

令和3年3月15日（月）

不明な点がございましたら、土別市農業委員会へお問い合わせください。

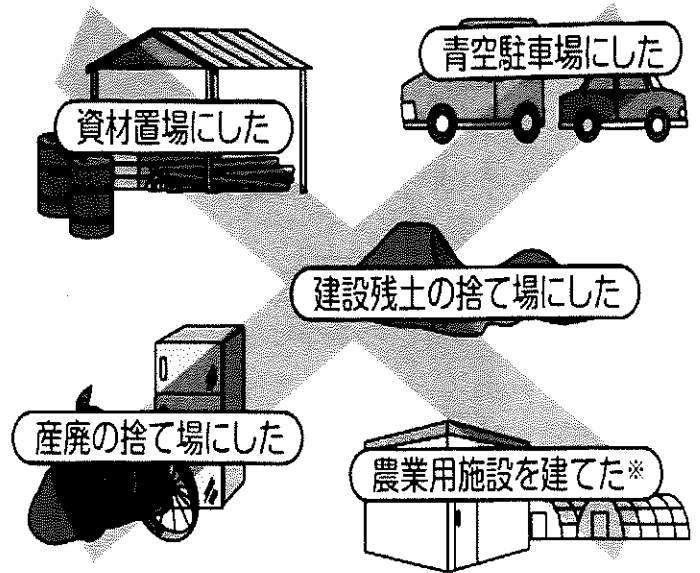


# 農地転用には許可が必要です

農地を住宅・倉庫・駐車場・資材置き場等の農地以外にする場合（農地転用）には、農業委員会の許可が必要です。

個人で所有している土地であっても許可なく無断で農地を転用した場合や、許可通りに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復の命令がされる場合があります。（悪質な場合3年以下の懲役または300万円以下の罰金）

転用をする場合は、事前に農業委員会へご相談ください。



## 全国農業新聞



- ◆発行日 週1回(金曜日)
- ◆発行元 全国農業会議所
- ◆購読料 月700円(送料、税込)

### 全国農業新聞の購読について

全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。農業者の「経営と暮らしに役立つ」ホットな情報を毎週金曜日にお届けします。詳しくは、士別市農業委員会へお問い合わせください。

### 編集後記

あけましておめでとうございます。新年を迎え益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

昨年は、各作物において平年作のなか、コロナの影響で価格が下がり収入が減収した年になりました。今後農業情勢がどう変化するかわかりませんが、皆様の努力で豊穡の秋を迎えられるよう願っております。

(編集委員 山下 篤)

編集委員長 五十嵐浩幸  
 編集副委員長 森野 良次  
 編集委員 岡崎 京子  
 編集委員 小野寺悦子  
 編集委員 佐久間弘美  
 編集委員 山下 篤  
 編集委員 丹 敬生



編集/発行 士別市農業委員会 編集委員会

〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地(士別市農業委員会内)

TEL 0165-26-7168/FAX 0165-29-6373

E-mail nohgyouinkaisohmu@city.shibetsu.lg.jp